

## 「労働者への賃金の支払い等に関する提案」説明会

- 1 労働者提案のこれまでの取組について
- 2 提案書様式の一部見直しについて
- 3 評価の考え方について

平成24年7月 豊田市総務部契約課

## 1 労働者提案のこれまでの取組について

- (1) 公契約基本方針とは
- (2) 「賃金上乘せ」から「賃金水準」へ
- (3) 導入実績

### (1) 公契約基本方針とは・・・

#### ● 基本理念

平成23年2月制定

企業が安心して受注し、そこで働く労働者の賃金や労働条件の悪化を防ぐことを目的とし、さらなる新たな取り組みを加え、適正な公契約の推進を図ります。

#### ● 基本方針

- 1 「公契約条例」によらない「新たな公契約」に向けた取り組み
- 2 「賃金の上乗せ等」を実現するための企業の適正な利益確保
- 3 「賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等」への評価
- 4 業務請負に対する「総合評価方式の導入」
- 5 総合評価方式など本市独自制度のさらなる推進

### (2) 「賃金上乘せ」から「賃金水準」へ

平成23年度後半から一部見直しを実施

#### 評価項目

- ① 労働者への賃金上乘せに関する提案と検証方法  
賃金の支払い・・・「賃金水準」の評価へ
- ② 労働者に対する労働条件に関する提案と検証方法
- ③ 雇用の創出に関する提案と検証方法

#### 配点

- a 内容に対する評価 3点
- b 効果に対する評価 5点 → 4点
- c 検証方法に対する評価 2点 → 3点

### (3) 導入実績

#### 対象工事(原則)

設計金額1億円以上の簡易型、標準型総合評価方式

#### 実施件数(H23.4~H24.6)

	土木一式	建築一式	管工事	計
平成23年度	8	2	1	11
平成24年度 (6月まで)	9	3	0	12
計	17	5	1	23

## 2 提案書様式の一部見直しについて

- (1) 提案書様式について
- (2) 様式4(別紙)の変更点
- (3) 記入上の注意事項等

## (1) 提案書様式について

### 様式4 1 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法

提案番号	提案の概要	具体的手法、根拠、効果	検証方法	備考 (参考資料番号)
1				様式4(別紙)
2				

### 様式4(別紙) 労働者配置計画書

(C) 公共工事 設計労務 単価 (日)	(D) 通常 支払賃 金単価 (円/時間)	(E) 当該工事 支払賃金 予定単価 (円/時間)	(F) 賃金水準 $E \times 8 / C$ (%)	(G) 上乗せ賃金 $E - D$ (G) $\geq 0$ (円/時間)	(H) 配置 予定 人数 (人)	(I) 従事 予定 日数 (日)	(J) 延べ 人数 $H \times I$ (人)	(K) 従事 予定 時間 (時間/日)	(L) 支払い総額 $E \times J \times K$ (円)

## (2) 様式4(別紙)の変更点

### 変更前 労働者配置計画書

(C) 公共工事 設計労務 単価 (日)	(D) 通常 支払賃 金単価 (円/時間)	(E) 当該工事 支払賃金 予定単価 (円/時間)	(F) 賃金水準 $E \times 8 / C$ (%)	(G) 上乗せ賃金 $E - D$ (G) $\geq 0$ (円/時間)	(H) 配置 予定 人数 (人)	(I) 従事 予定 日数 (日)	(J) 従事 予定 時間 (時間/日)	(K) 従事 予定 時間 (時間/日)	(L) 支払い総額 $E \times H \times I \times J$ (円)

### 変更後

(C) 公共工事 設計労務 単価 (日)	(D) 通常 支払賃 金単価 (円/時間)	(E) 当該工事 支払賃金 予定単価 (円/時間)	(F) 賃金水準 $E \times 8 / C$ (%)	(G) 上乗せ賃金 $E - D$ (G) $\geq 0$ (円/時間)	(H) 配置 予定 人数 (人)	(I) 従事 予定 日数 (日)	(J) 延べ 人数 $H \times I$ (人)	(K) 従事 予定 時間 (時間/日)	(L) 支払い総額 $E \times J \times K$ (円)

## (3) 記入上の注意事項等

### 変更前

- 労働者配置計画書は直接工事費に含まれる **全ての職種・概要**について記入
- 評価の考え方 … (全ての職種の)賃金水準(F)

### 変更後

#### 任意

- 労働者配置計画書は直接工事費に含まれる **職種・概要**について記入
- 評価の考え方 … 賃金の水準(F)が適正な工種の **延べ人数(J)**を評価対象(効果に対する評価)

## 3 評価の考え方について

### (1) 評価基準について

- 内容に対する評価
- 効果に対する評価
- 検証方法に対する評価

### (2) 評価内容の担保

### a-1 内容に対する評価 賃金等の支払いに関する提案

評価項目	評価指標	評価基準	点
a-1 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法(提案の内容は適切で、かつ実現性が認められるか)	提案内容とその検証方法の記載があり、その内容が適切で、かつ  ・実現性 ・具体性・論理性 ・別表4の具体性・論理性 ・賃金上乗せ	内容が特に優れている	3
		内容が優れている	2
		内容がやや優れている	1
		優位性が認められない	0

### a-2 内容に対する評価 労働条件に関する提案

評価項目	評価指標	評価基準	点
a-2 労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法(提案の内容は適切で、かつ実現性が認められるか)	提案内容とその検証方法の記載があり、その内容が適切で、かつ  ・通常条件を上回る ・実現性 ・具体性・論理性 ・複数提案	内容が特に優れている	3
		内容が優れている	2
		内容がやや優れている	1
		優位性が認められない	0

**a-3** 内容に対する評価  
雇用の創出に関する提案

評価項目	評価指標	評価基準	点
a-3 雇用の創出に関する提案及びその検証方法(提案の内容は適切で、かつ実現性が認められるか)	提案内容とその検証方法の記載があり、その内容が適切で、かつ ・上乗せ雇用 ・実現性 ・具体性・論理性 ・賃金等水準	内容が特に優れている	3
		内容が優れている	2
		内容がやや優れている	1
		優位性が認められない	0

**b-1** 効果に対する評価  
賃金等の支払いに関する提案

今回変更

評価項目	評価指標	評価基準	点
b-1 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法(具体的な効果が認められるか)	労働者への賃金水準・従事証べ人数に対する評価(ただし、a-1項目が0点の場合はb-1項目も0点とする。)	効果が最上位の者を2点とし、相対的に点数を算出する。	2

**b-2** 効果に対する評価  
労働条件に関する提案

評価項目	評価指標	評価基準	点
b-2 労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法(具体的な効果が認められるか)	労働条件に対する効果比較(ただし、a-2項目を踏まえた上での相対評価。a-2項目が0点の場合はb-2項目も0点とする。)	効果が最上位の者を1点とし、相対的に点数を算出する。	1

**b-3** 効果に対する評価  
雇用の創出に関する提案

評価項目	評価指標	評価基準	点
b-3 雇用の創出に関する提案及びその検証方法(具体的な効果が認められるか)	雇用創出に対する効果比較(ただし、a-3項目を踏まえた上での相対評価。a-3項目が0点の場合はb-3項目も0点とする。)	効果が最上位の者を1点とし、相対的に点数を算出する。	1

**c-1** 検証方法に対する評価  
賃金等の支払いに関する提案

評価項目	評価指標	評価基準	点
c-1 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法(検証方法は適切であるか)	検証方法が適切で、かつ ・確実性 ・容易性 ・提出のタイミング ・特段の工夫 (ただし、a-1項目が0点の場合はc-1項目も0点とする。)	検証方法が特に優れている	3
		検証方法が優れている	2
		検証方法がやや優れている	1
		優位性が認められない	0

**c-2** 検証方法に対する評価  
労働条件に関する提案

評価項目	評価指標	評価基準	点
c-2 労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法(検証方法は適切であるか)	検証方法が適切で、かつ ・確実性 ・容易性 ・提出のタイミング ・特段の工夫 (ただし、a-2項目が0点の場合はc-2項目も0点とする。)	検証方法が特に優れている	3
		検証方法が優れている	2
		検証方法がやや優れている	1
		優位性が認められない	0

**c-3 検証方法に対する評価  
雇用の創出に関する提案**

評価項目	評価指標	評価基準	点
c-3 雇用の創出に関する提案及びその検証方法(検証方法は適切であるか)	検証方法が適切で、かつ ・確実性 ・容易性 ・提出のタイミング ・特段の工夫 (ただし、a-3項目が0点の場合はc-3項目も0点とする。)	検証方法が特に優れている	3
		検証方法が優れている	2
		検証方法がやや優れている	1
		優位性が認められない	0

**(2) 評価内容の担保**

- ・提案内容については、落札者と協定書による条件設定を行う。
- ・受注者の責めにより提案内容が履行されなかった場合は、違約金を徴収(契約金額の1割を上限)

$$\text{違約金} = \text{契約金額} \times \left( 1 - \frac{\text{施工後の技術評価点}}{\text{契約時の技術評価点}} \right)$$